

ハイライト:

- ・消費税が平成26年4月から8%、平成27年10月から10%になります。
- ・平成24年9月分から、厚生年金保険料率が上がります。

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

ご挨拶

目次:

ご挨拶	1
社会保障と税の一体 改革関連法案 に関して ～消費税の改正～	1
厚生年金保険料率 の改定について	2

オリンピックが開催された今年の夏は、選手の活躍に感動し、寝不足が続いた日もあったのではないのでしょうか。まだまだ残暑が厳しいようですので、体調管理には気をつけたいものです。

第51号では、消費税法の改正内容について取り上げました。

内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

公認会計士・税理士・AFP・ITコーディネータ

中村 元彦(東京事務所)

公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士

中村友理香(埼玉事務所)



社会保障と税の一体改革関連法案に関して～消費税の改正～ (T_T)

消費税の増税を含む「社会保障と税一体改革関連法案」が8月10日に可決・成立しました。消費税の税率が平成26年4月1日から8%、平成27年10月1日から10%と段階的に引き上げられます。

消費税の増税は、企業の業績に大きく影響を及ぼす為、価格転嫁ができるかどうか、資金繰り、経理実務・価格表示等、今から検討しておく必要があります。

消費税の一部改正では、新設法人の免税点制度の特例の適用除外、中間申告不要事業者の中間申告制度の見直しが行われています。

新設法人の免税点制度の特例の適用除外

現在、資本金1,000万円未満の新設法人の場合には、設立事業年度と翌事業年度は課税事業者になりません。しかし平成26年4月1日以後に設立される法人からは、課税売上高が5億円を超えている法人又は個人に、株式等の50%超を保有されている場合には、たとえ資本金が1,000万円未満であったとしてもこの免税制度の特例の適用を受けられなくなります。

中間申告不要事業者の中間申告制度の見直し

前期の確定消費税額が60万円以下(地方税含む)の事業者は中間申告が不要とされています。しかし、税率の引き上げをふまえ、自主的に中間申告による納税を希望する事業者について、届出をすれば、中間申告により納税することができる制度が創設されました。適用は、平成26年4月1日以後に開始する課税期間からです。

なお、消費税率引き上げに伴い経過措置が設けられています。

・建設請負工事等に関する経過措置(平成26年4月1日引き上げ時)

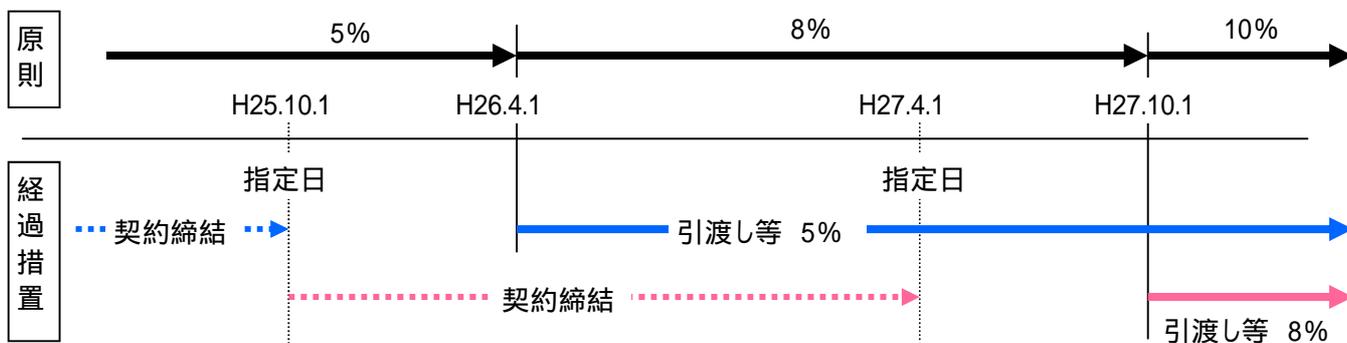
工事や製造に係る請負契約等で、消費税率1回目改正の施行日(平成26年4月1日)の6ヶ月前の平成25年10月1日を「指定日」といい、この日より前に契約が締結され、施行日以後に資産の譲渡等があった場合、改正前の5%の税率が適用できる措置がおかれています。指定日以後に、請負金額等が増額された場合には、新税率になります。

・不動産等の貸付けに関する経過措置(平成26年4月1日引き上げ時)

資産の賃貸借契約で、指定日の前日までに契約が締結され、施行日以後も引き続きその契約に関する貸付を行っている場合で、下記の1及び2又は1及び3の要件に該当する時は、改正前の5%の税率が適用できます。

(要件)

1. 貸付期間及び契約期間とその契約期間中の対価の額が定められていること。
2. 事情の変更等の理由により対価の額の変更を求めることができる旨の定めがないこと。
3. 契約期間中にいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないこと、その他対価に関する契約内容が政令で定める要件に該当していること。



2回目の消費税率引き上げにかかる指定日は、平成27年4月1日になります。

ホームページもご覧ください
<http://homepage2.nifty.com/my-naka/>



厚生年金保険料率の改定について (T_T)

平成24年9月分(10月納付分)から厚生年金保険料率が改定されます。一般被保険者の場合、事業主負担分と被保険者負担分の両方を合わせた保険料率が現行16.412%から「16.766%」へと引き上げられます。

給与ソフトをご利用の場合、厚生年金保険料率の変更は、社会保険料の徴収時期により異なりますので、料率の変更時期をご確認下さい。

	改定前	改定後
厚生年金保険料率	16.412% (従業員:8.206%) (事業主:8.206%)	16.766% (従業員:8.383%) (事業主:8.383%)

一般以外の方(坑内員・組合保険)、または厚生年金基金に加入されている方は上記の料率とは異なりますので、日本年金機構のHPをご確認下さい。

* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせ下さい。

税理士法人 舞

中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15ウイング青山1025

電話 03-3746-1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048-816-6180

Fax 048-834-1594

nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp